

南千住七丁目保育園 管理形態変更に係る説明会 議事要録

令和8年6月11日（木）

1 出席者

（区） 子ども家庭部保育課長 増田
施設計画担当係長 新沢
（保護者） ①6日17:00～ 17名 ②18:00～ 4名
（運営法人） 社会福祉法人東萌会

2 当日質疑応答

No.	質問・意見	回答
1	先生はガラッと変わるのか。また保育内容（行事等）はどのようになるか。	基本的にはこれまでの運営と変わりません。公私連携型保育所に移行した後も運営法人は変わりませんので、一般的な人事異動の範囲を除いて大きく変更になることはないと思います。保育内容についても、基本的には現在の保育がベースとなっていくことになると思います。
2	サービスが充実する等メリットがあることは分かったが、制度が変わることによるデメリットはないのか。	利用者のみなさまに対しては、特にデメリットはありません。敢えて言えば、通常の私立園に比べて地域の中核となる私立園としての責任が発生することになりますので、事業者にとっては簡単に撤退できなくなる、区にとっては地域の保育を守るために積極的に関与していく必要がある、こういったことが考えられます。
3	指定管理者制度と公私連携型保育所制度では根拠法が変わることだが、どういった影響があるのか。	移行後も区の規定等に基づいて保育を行いますので、運営に関しての影響はございません。
4	特色を活かしたサービスはどのようなものになるのか。また、新たなサービスには追加で保育料が必要になるのか。	どういったサービスが行われるか、どのような流れで行うことになるのかについては、事業者が決定することとなります。 従来の指定管理者制度の場合、区と事業者との間で協定を結んでおり、事業の内容について様々定められていますので、事業者によっては新たな取り組みを実施しづらいと感じる場合もありました。公私連携型保育所に移行した後は、基本的に事業者の判断で実施できることとなります。 保育料については、今の保育料の中で実施するのか、追加料金として受講者を募集するのかは事業者の方針次第となります。
5	公私連携型保育所に移行するにあたり協定を締結すること	公開する予定はございませんが、内容としては、区と事業者の業務分担や業務の範囲、報告書の提出に関するこ

	だが、協定は公開されるのか。	と、万が一の場合の協定の解除に関すること等を定める予定です。
6	指定管理制度だからできなかったことなどはあるのか。	ご参考までに、今回と同様に指定管理者制度から公私連携型保育所に移行した園では、英語や科学の実験などを開始したという事例がございます。 指定管理制度においても事業者の提案により事業を実施することは可能ですが、指定管理者制度における協定に基づき区と協議が必要になる等、手続きが発生します。制度移行により、より事業者の意向を反映した事業を実施しやすくなると考えております。
7	弟が来年保育園に入るが、兄が当園にいるためこの園に申し込みたい。区立園ではなくなるといことで、入園の手続き方法は変わるのか。	公私連携型保育所に移行した後も認可保育所であることは変わりませんので、必要な手続きも変わりません。保育課入園相談係にお申し込みください。
8	運営事業者が正式に決定するのはいつ頃か。	9月頃を目途にお示しできると思います。
9	万が一、事業者が変更されることになった場合は知らせてくれるのか。	そのような事態は想定しておりませんが、万が一の場合は、改めて保護者説明会を開催し、対応についてご説明させていただきます。